



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年3月27日（水）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
道 路 建 設 課	管 理 調 整 監	田 中 康 宏	内線 4581 直通 058-272-8520 FAX 058-278-2735
技 術 検 査 課	建 設 業 企 画 監	牛 島 方 子	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

総合評価落札方式（簡易型①）※¹にて受注者が入札時に「県内企業活用金額率90%以上かつ登録企業活用金額率※²が50%以上」を条件に契約したが、登録企業活用金額率について、不履行が判明した。

【※1 総合評価落札方式（簡易型①）】

発注する建設工事の工事品質を高めるため、価格だけでなく、入札参加者からの施工能力等の技術力に関する簡易な評価を行い、これらを総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式。なお、技術所見を求める方式を簡易型②、求めない方式を簡易型①としている。

【※2 登録企業活用金額率】

請負工事金額全体のうち、「岐阜県建設人材育成企業」が請け負う工事金額の割合。

2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第1第4号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

(株)丸高（本店：加茂郡川辺町）

4 停止期間

令和6年3月28日から令和6年4月27日まで（1カ月）

5 参 考

○岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が**別表第1**又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第1

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県工事の施工に当たり、契約に違反し、県工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	2週間以上4カ月以内